



ご入園おめでとうございます

大切な可愛いお子様を当園で責任を持って教育及び保育をさせていただく事になりました。宜しくお願い致します。

こども園は乳幼児が、生涯にわたる人格形成と人間関係の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところです。こども園における教育及び保育の基本は、家庭と地域社会との連携を密にして、家庭養育の補完を行い子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら生き生きと活動出来るようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにあります。

当園が、平成 29 年度より「幼保連携型認定こども園」に移行することにより、「学校と児童福祉施設」となり、満 3 歳以上児は、法律に基づき 1 日 4 時間の教育とその他の教育及び保育を受けることとなります。私たちが考える教育方法は、座学形式の単純な学校教育ではなく、たくさんの豊富な経験の中で、私達が創り出す環境と体験を通して、自分で考え行動しながら、知識や知恵を自ら掴み取っていくものです。大人から教え込まれるものよりも、自らの体験を通して気づき、発見し、身に付けた力は一生の宝となっていきます。

「経験こそが人を育てる」。下田こども園での多くの経験が、10 年後、20 年後、30 年後の子ども達の未来に生かされ、自信となり、勇気となり、生きる力となって、いつか子ども達の背中を押してくれる日が来るものと信じています。「子ども達が育つ環境」を常に考え、未来へ、世界へ、大きく羽ばたける子ども達の成長をお手伝いさせていただきます。



目 次

◆ご入園おめでとうございます・・・・・・・・・・	P1
◆施設の目的及び運営の方針・・・・・・・・・・	P3
◆事業の目的、目標、方針・・・・・・・・・・	P4
◆園の特徴・・・・・・・・・・	P7
◆利用時間について・・・・・・・・・・	P8
◆利用料について・・・・・・・・・・	P9
◆提供する特定教育・保育の内容・・・・・・・・・・	P10
◆日課表・・・・・・・・・・	P13
◆持ち物について・・・・・・・・・・	P14
◆服装及び身のまわり、排泄、給食・・・・・・・・・・	P15
◆午睡、その他・・・・・・・・・・	P16
◆年間行事予定表・・・・・・・・・・	P17
◆利用にあたっての留意点・・・・・・・・・・	P18
◆嘱託医・・・・・・・・・・	P20
◆緊急時における対応方法・・・・・・・・・・	P21
◆非常災害対策・・・・・・・・・・	P22
◆相談・要望・苦情窓口、賠償責任保険・・・・・・・・・・	P23
◆個人情報の取り扱い・・・・・・・・・・	P24
◆当園との契約・・・・・・・・・・	P25
◆入園時に配布する書類、 入園時に提出していただくもの・・・・・・・・・・	P26
◆保育所の入所について	P27



◆施設の目的及び運営の方針

(1) 事業概要

名 称	社会福祉法人友謝会 幼保連携型認定こども園 下田こども園
事業開始年月日	平成29年4月1日（旧：下田保育園 平成18年4月1日）
代 表 者 氏 名	園長 下 道 康 夫
事業者の所在地	青森県上北郡おいらせ町立蛇 78 番地 5
事業者の連絡先	0178-56-2254（TEL） 0178-38-5260（FAX）
ホームページアドレス	http://www.ans.co.jp/n/shimodahoikuen
入 所 定 員	定員70名 1号認定10名 2・3号認定60名 ◇1号認定（満3歳以上の教育認定） ◇2号認定（満3歳以上の教育・保育認定） ◇3号認定（満3歳未満の保育認定）
職 員	園長／主幹保育教諭／保育教諭／看護師／調理員／事務員／嘱託 医（内科・歯科・薬剤師）／外部講師
施設の規模及び構造	◇園舎の構造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 ◇園舎の建面積 468.44 m ² 延面積 411.15 m ² 屋外遊戯場 726.00 m ² 敷地の面積 2158.59 m ² 総面積 2476.04 m ²

◎幼保連携型認定こども園とは

日本の子ども・子育てをめぐる様々な問題に対し、就学前の子どもに対する教育・保育や子育て支援などを総合的に行う仕組みとして、平成18年10月に創設された制度です。その後、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が法律化され、平成27年4月より、子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく新たな制度として「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

- 1、 就学前の子どもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、教育・保育を一体的に提供する。
- 2、 全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を行う。



◆事業の目的

全ての子ども達へ認定こども園法に基づいて、乳児及び幼児の教育及び保育事業を行うこと

◆教育・保育理念

全ての子ども達と子育て家族の方々の為に、
最善を尽くし、感謝の気持ちを持って、誠心誠意努める。

◆教育・保育目標

- 心身ともに健康な子（よく遊び、よく食べ、よく眠る）
- 思いやりのある子（異年齢の子ども達の関わりの中で遊ぶ）
- 自主性、自立性のある子（自分で考えて自分から行動する子ども）

◆下田こども園の方針

- 安心・安全な保育… 大切な命を守り、健康・安全・衛生に留意しながら、常に「安心・安全な保育」を心掛ける。
- 愛情あふれる保育… 「笑顔」と「元気な挨拶」と「一人ひとりとの暖かい触れ合い」を心掛け、愛情あふれる保育を行う。
- 尊重する保育… 一人ひとりを大切にし、子どものあるがままを受け止め、受容的・共感的な姿勢で接する。
- 見守り・励ます保育… 様々な行事や体験を通して、自ら気づき、考え、行動する意欲が高められるよう援助する。
- 連携し交流し合える保育… 地域や保護者との交流を深め、情報交換や成長を共感し合える環境づくりに努める



◆こども園における教育及び保育の基本及び目標

1、 教育及び保育の基本

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境に関わりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び環境を創造するように努めるものとする。

- (1) 園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 生命の保持が図られ安定した情緒の下で、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮し、遊びを通しての指導を中心としてねらいを達成するようにすること。
- (4) 保育教諭は、園児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、園児の活動場面に応じて物的・空間的環境を構成しなければならない。
- (5) 保育教諭は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなくてはならない。

保育教諭は、園児との信頼関係を築き、園児が自ら安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。

2、 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の基礎を培うとともに、子どもの最善に利益を考慮しつつその生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。



◆教育・保育における 8 領域に対する考え方

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を展開します。その内容をおおむね 8 領域に区分し、養護と教育を一体的に行います。

- 【養護】・生命の保持… 快適かつ健康で安全に過ごせるようにすると共に、生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにする。
- ・情緒の安定… 安定感を持って過ごす中で、自分の気持ちを安心して表すなど、自分を肯定する気持ちを育むとともに心身の疲れが癒されるようにする。
- 【教育】・健康… 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。
- ・人間関係 … 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
- ・環境… 周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- ・言葉… 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- ・表現… 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。
- ・食育… 食への関心・意欲と、正しい食の知恵と知識を身に付ける。



◆園の特徴

- ★0歳から5歳児まで、毎日屋外での活動を日課としています。自然に恵まれた環境の中で伸び伸びと心と身体を育てています。
- ★異年齢児との関わりを大切にし、思いやりや優しい気持ちが自然と育まれるよう、毎日創意工夫された交流の場を設けています。
- ★暖かい雰囲気の中で、「一人ひとりの子ども達との関わりを大切にした保育」を行っています。
- ★オゾンを取り入れ、24時間全室換気システム、オゾン水の導入、365日、深夜オゾンガスによる殺菌・消毒・防カビ、脱臭機能の充実など、乳幼児に優しい安心・安全な環境の中で保育を行っています。
- ★どのお部屋からも新幹線が一望でき、緑に包まれた大自然の中で、豊かな四季の移り変わりを毎年感じながらすくすくと育てています。
- ★園舎を囲むように三方にある広い園庭では、園舎からの大型滑り台、自転車乗り、大型遊具等でふんだんに遊べる環境になっています。
- ★見学、一時預かり保育や体験保育は休日以外、毎日行っています。

◆入園時について・・・

幼児は、急激な環境や生活の変化にすぐ適応できません。

親から離れることが難しく、最初のうちは必ずといっていいほど分離不安、情緒不安、心身の疲労、恐怖心を起こします。

これらを和らげるため徐々に集団生活へ慣らすようにします。個人差がありますが、なかなか適応できないお子さんの場合は、保育時間を短くしたり保護者の方に同伴して頂いたりしております。慣らし保育は大体一週間程度ですの
でご協力をお願い致します。



◆利用時間等について

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後3時00分（6時間）
預かり保育	保育時間	朝：午前8時00分～午前9時00分 夕：午後3時00分～午後6時00分 土曜：午前8時00分～午後6時00分
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末年始（12/29～1/3）春季休園（3/25～4/5）	
	夏季休園（7/20～8/20）冬季休園（12/20～1/20）	
	その他、理事長が必要と認めた日	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：午後6時～午後7時（1時間）
	保育短時間	朝：午前7時～午前8時（1時間） 夕：午後4時～午後7時（3時間）
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
	その他、理事長が必要と認めた日	



◆利用料等について

利用者負担	園が定める利用者負担額		
実費徴収 (口座振替)	給食費 (1・2号認定児)	1月当たり	主食費 600円 (1号認定 400円)
			副食費 4,900円 (1号認定 3300円)
その他	1号認定子どもの預かり保育 に係る費用(1日450円まで)	15分当たり	50円
	2号・3号認定子どもの延長 保育に係る費用	15分当たり	50円
	1号認定の土曜、長期休暇期間	1日当たり (+給食費)	450円 (+250円)
	休日保育 (1号・2号・3号認定の日曜、祝祭日)	1日当たり	1,000円

★おやつ代は、園で負担します。

◆休日保育について◆

休日保育とは、保護者が就労のため休日に子どもを家庭で育児できない場合に利用できます。

(対象児童) 下田こども園在園児

(利用時間) 8時間

(利用条件) ・保護者が休日に勤務していること。

・利用当日はお弁当を持参すること。

・休日保育を利用された方は、お子さんのために、保護者が就労の無い日にお休みすることをお勧めします。

・年末年始は休業です。(12/29～1/3)

※申し込みの希望は用紙に記入し、5日前までに予約して下さい。

◆保育料の支払い方法

・保育料(R8.7月～無償化開始)、給食費、月刊絵本代、預かり保育料金、延長保育料金については、ルクミー口座振替です。



◆提供する特定教育・保育の内容

教育・保育内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、年齢別のクラスに分かれて活動します。

（年度によってクラス編成が変わる場合があります）

<教育・保育（3.4.5歳児）>

【豊富な体験】

「経験は人を育てる」。園でのたくさんの活動の中で、子ども達が自分で考えて自分から行動できる主体的・協働的な環境構成を配慮しています。主体的・協働的な学びに取り組んだ時、思考力・判断力・表現力が伸びるとともに、知識や体験もしっかりと定着されます。山・川・畑・田園・森林等の自然豊かな環境の中で、子どもたちが四季折々の遊びや農園活動を経験しながら、自然の素晴らしさや命の大切さに関心を持ちながら、生涯においての生きる力の土台を育みます。

更に、小学校に向けてひらがなや英語に慣れ親しむため、音楽を聴いたり、カードを用いて覚えたりと日常的に教育へ取り入れています。

【体力づくり】

子どもの身体の運動と情緒の安定を図るために、毎日お外遊びやお散歩を日課としています。また、さまざまな運動に挑戦し積み重ねて行うことで、継続する事の大切さやチャレンジする気持ちを育みます。

【リズム遊び】

楽器や身近な道具を用いて音楽やリズム遊びを楽しんだり、身体を動かしながら表現遊びをする中で、友達とイメージを共有したり協働的な遊びが展開するように配慮しています。

【造形・表現遊び】

日常の生活の中から子どもたちが感じたこと・表現したい事を造形・描画・様々な素材

を使って表現する楽しさを知り、子どもの遊びが想像力の育ちにつながるような経験を重ねています。

【食育活動】

食育への取り組みでは、毎日の給食を、楽しい雰囲気の中で、おいしく食べることを大切に進めています。おいしく食べるためには、安心・安全な旬の食材を手間暇かけて調理し、個別的な配慮も行っています。楽しい給食の時間にするためには、子どもたち自身が準備に関わり、おしゃべりをしながらでも、食事のマナーはしっかりと守って食べることを心掛け、生涯にわたって役立つ力へと結びつけていくよう取り組み、毎月1回、食育弁当の日を設け、食べる楽しさ喜びに繋げています。

【外部講師による毎月の教育活動】

- ・水泳教室（4.5歳児）
- ・お茶会教室（5歳児）
- ・運動あそびスクール（4.5歳児）



＜乳幼児クラス（0.1.2歳児）＞

1. 遊び・元気な身体づくり・・・毎日の園外保育の中で、遊びの中に運動を取り入れながら、元気に伸び伸びと全身を使って遊びを楽しみます。
2. お散歩・・・自然の変化や季節の変化に興味や関心が持てる環境作りをすることにより、保育士、お友達と一緒に散歩を楽しみます。
3. 造形表現・・・様々な素材を使い表現する楽しさを感じられるように、遊びの一環として造形を取り入れています。
4. 水遊び・・・水って気持ちがいいね“水っておもしろいね”そんな言葉を交わしながら先生やお友達と思いきり水遊びをします。
5. 生活・排泄トレーニング・・・排泄をおむつだけをするのではなく、トイレなど外にする気持ち良さを味わいます。そして「トイレって楽しい！」「おしっこが出たらうれしい！」と感じられるように環境を整えています。
6. 食事・・・“みんなで食べると美味しいね！”楽しい雰囲気の中でおいしく食べることを大切にしています。様々な食材や味を知ったり基本的な食事の作法も身につけられるようにしています。

7. 着替え・・・自分でやりたい気持ちを尊重し、自分で出来た喜びを少しずつ積み重ねて大きな自信につなげていきます。

<給食について>

- ・給食については、園で用意させていただいています。
- ・3歳以上児に関しては、主食費・副食費を納付していただき、園の方で炊きたてのご飯と作りたてのおかずをご用意いたします。（未満児は保育料に含まれます）
- ・子ども達のおやつは、手作りのものをご用意しています。

※給食については、全員給食を考えておりますが、どうしてもお弁当をご持参されたい方は、園にご相談下さい。

※食物アレルギーと診断され、園での除去が必要な場合は、医師による診断書が必要となります。園で用意している「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に記載し提出してもらいます。





「日 課 表」



時間	3歳未満児	時間	3歳以上児
7:00 ～9:00	登園 健康観察 自由遊び	7:00 ～9:00	登園 健康観察 自由遊び
9:00 ～9:30	体操、朝の会 排泄・手洗い	9:00 ～9:30	体操、朝の会 排泄・手洗い
9:30 ～10:45	おやつ 組別保育 排泄、手洗い	9:30 ～11:00	組別活動 排泄、手洗い
10:45 ～12:30	昼食準備 昼食 排泄・手洗い	11:00 ～12:30	昼食準備 昼食 排泄・手洗い
12:30 ～14:30	午睡の準備 午睡	12:30 ～14:30	午睡の準備 午睡 又は 組別活動
14:30 ～15:30	おやつ お帰りの会	14:30 ～15:30	排泄・手洗い おやつ お帰りの会
15:30 ～18:00	降園 合同保育	15:30 ～18:00	降園 合同保育
18:00 ～19:00	おやつ 自由遊び	18:00 ～19:00	おやつ 自由遊び



- ◆子どもの持ち物や着衣には名札や名前を付けて下さい。
(衣類、カバン、くつ、ハンカチ、布団、布団カバーなど等)
- ◆名前が消えたらこちらでつけさせて頂く場合がありますのでご了承下さい。
- ◆アウターや帽子にはフックに掛けられるように掛けひもをつけて下さい。

3歳未満児（0.1.2歳）	3歳以上児（3.4.5歳児）
☆紙おむつ…5枚～7枚 ★おしりふき ★着替え袋 （下着・洋服の着替え上下…2組、 お着替え用ビニール袋…1袋） ※着脱しにくいタイツ、つりズボンは 避けて下さい。 ★食事用エプロン…3枚	★着替え袋 （着替え…2～3組、 お着替え用ビニール袋…2,3枚） ☆ハンカチ、ちり紙(ポケットへ) ☆お弁当箱、お弁当包みハンカチ、 箸、(毎週月曜日はスプーン)
① 絵本入れ用布袋・2歳児から（大体縦40cm×横30cm位） ② 通園カバン ③上履き ④上履き袋 ⑤敷布団と掛布団又は毛布（カバー付） ⑥ ⑤の布団等を入れる袋 ⑦バスタオル1枚 ⑧歯ブラシ ⑨歯磨き用コップ ⑩歯ブラシコップ入れ布袋	

★印は園に置くもの。

☆印は毎日バックに入れて持ってくるもの。

※持ち物については、各クラス担任と面談をして、詳しくお伝えしたいと思います。

＜その他＞ ◎進級時にタオル1枚、箱ティッシュ5個組1セット
(未満児は8月にも箱ティッシュ1セットお願いします)





「服装および身のまわりについて」

- 1 ポケットポーチにはハンカチ、ちり紙を入れて下さい。(4歳児以上)
- 2 用便の自立を図るため、着替えが楽な服装にして下さい。
- 3 清潔なもので、運動しやすい服、上履き(靴)にして下さい。
- 4 薄着に慣れさせ、自分で衣類交換をする習慣をつけましょう。
- 5 手足の爪、耳の中、髪などは清潔にして登園させましょう。
- 6 食事の前の手洗い、うがい等の習慣をつけさせましょう。
- 7 2週間に1度週末には「お布団の持ち帰り」、
毎週末には「上履き」「歯ブラシとコップ」を持ちかえります。
確認をしてきれいにしてお持ち帰り下さい。
- 8 外出時は帽子を着用します。季節に合った帽子を毎日かぶらせて登園させて下さい。



「排泄について」

- 1 排便の状態は、体調を把握する目安となります。
便秘、不消化便、下痢便等は、よく観察して下さい。
毎朝の家庭での排便は、精神的安定感を与えますので習慣づけて下さい。
- 2 3歳以上児は、一人でできるように、まだ一人でできない場合は、
意思表示をしてからするように習慣づけるようにして下さい。3歳未満児は、排泄の自立を習慣づけさせます。



「給食について」

- 1 完全給食であり昼食の準備は必要ありません。
- 2 3歳以上児は、箸・スプーン(ケース付き3点セット可)下田こども園は、炊きたてのご飯をご用意しております。
月1回の「食育弁当の日」の日は空の弁当箱をお持ち帰り下さい。
- 3 子どもの偏食の矯正と礼儀作法にも力を入れ、楽しく食事ができるように指導していきますので、各家庭の方でもご協力宜しくお願いします。



子どもの成長発達促進と精神の安定および生活訓練のため昼寝をさせますので、昼寝用の布団にカバーをつけて準備して下さい。

4 歳児以上は、小学校就学に向けての取り組みの為、お昼寝をさせていません。体調不良等でお昼寝させたい日は、お声掛け下さい。



- ◆ カバンの中は、毎日確認して下さい。ルクミーの連絡帳やドキュメンテーション・おたよりなども毎日確認し、確認通知が必要なおたよりは必ず確認ボタンを押して下さい。また、こども園へ連絡がある場合は、次の日連絡帳や個別連絡にて送信して下さい。
- ◆ 登園の際は、おもちゃ、お菓子、お金、危険な物は持たせないで下さい。
- ◆ 写真代、その他金銭を納入する場合は、釣り銭のないようにし、期限を守りましょう。
※ お金はカバンに入れずに、玄関で職員へ手渡しして下さいをお願いします。
- ◆ 住所、勤務先、緊急連絡先や自宅の電話番号などに変更がありましたらその都度連絡下さい。ルクミーの変更もお願いします。
- ◆ 保育には、万全を期しておりますが、集団生活のため軽微なケガ等（すり傷、切り傷、鼻血、こぶ、噛み傷、ひっかき傷等）ありますのでご了承下さるようよろしくお願いします。
- ◆ 予防接種後は、副反応が出る可能性があるので、お家でゆっくり休ませて下さい。接種後の当日登園は、出来るだけ控えていただくか、早めにお迎えにきていただき接種する事をお勧めしています。ルクミー予防接種歴の追加もお願いします。
- ◆ 次の場合は、必ずこども園へ報告して下さい。
 1. 子どもの状態が普段と異なった点を感じた場合
 2. 持病がある子ども（小児ぜんそく、ひきつけ、関節が外れやすい子ども、アレルギーや薬に負けやすい子ども等）
 3. 家族構成に変更が生じた場合
 4. 感染症に罹患した場合



◆年間行事予定

月	行 事 内 容
4月	入園・進級セレモニー 父母の会総会 春の歩き遠足 内科検診 歯科検診 個人面談 ミニミニクッキング 幼年消防防災パーク
5月	乳幼児学級 子どもの日の集い こども赤十字登録式 ミニミニクッキング 緑化運動花植え
6月	運動会 さくらんぼ狩り（おじいさんおばあさんとの）
7月	七夕会 夏のお楽しみ会 流しそうめん 小学生との集い
8月	スイカ割り大会
9月	下田祭り参加 親子バス遠足 ミニミニクッキング 芸術鑑賞
10月	内科検診 歯科検診 お月見会 芋煮会 生涯学習フェスティバル（町内作品展）参加
11月	七五三宮参り 卒園記念旅行 ミニミニクッキング
12月	お遊戯会 クリスマス会 もちつき会（おじいさんおばあさんとの）
1月	ミニミニクッキング 乳幼児学級
2月	豆まき テーブルマナー 記念撮影 ミニミニクッキング
3月	卒園式 ひな祭り 父母の会総会 ミニミニクッキング お別れ会 親子茶道体験
その他の 行 事	身体測定 避難訓練（防犯・火災・震災） お誕生会 運動あそびスクール 水泳教室 お茶会 安全教室
小学校との 連 携	保育教諭の小学校の授業参観・学習発表会参観、 運動会参観、小学校児童との交流会、一日入学等



◆利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【１号認定子ども】 - 施設の管理者が定めた選考方法による ① 居住地が町内の方でお申し込み順 ② 居住地が町外の方でお申し込み順 ※定員を超えた場合については、法人にて協議してお返事致します。 【２号・３号認定子ども】 - 町が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	１号・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） - 保護者から退園の申出があったとき - 利用継続が不可能であると町が認めたとき - 利用者負担金の滞納、その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	① 登園時間…<u>登園は午前９時００分までにお願いします。</u> ② 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合は、 <u>９時までにルクミーにてご連絡下さい。</u> ③ お迎えが予定より遅れる場合…お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には<u>１６時までにルクミーにてご連絡下さい。</u> ④ 毎朝の検温、体調の確認…お子様の体調を知る為に、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園前にご家庭で、<u>機嫌の良し悪し、食欲の有無、発熱の有無、排便状況など</u>、いつもの様子と異なっていないか確認して下さい。 ⑤ 発熱等がある場合…登園前に熱が高い場合（37.5°C以上）は登園を見合わせて下さい。解熱後24時間は自宅にて経過観察をお願いします。また、登園後熱が高くなった場合は（38.0°C以上）、緊急連絡先に連絡させていただきますので速やかにお迎えをお願いします。

利用に当たっての 留意事項	⑥ 投薬については、医師の処方を受けた薬に限り受け付けます。 必ず「お薬依頼書」を書いていただき、一回分のみ持たせて下さい。 ⑦ 感染症と登園…届け出が必要な感染症に罹患した場合は定められた期間休ませ、医師から集団生活に差し支えが無いと診断を受けましたら、園で準備している登園届に登園可能であることを記入して登園時に提出してください。又、家族内で感染症を発症した場合は、必ずお知らせください。 ⑧ 情報交換…保護者と園が十分にコミュニケーションをとり、協力し合うことが大切と考えております。毎日のルクミー連絡帳にて、ご家庭での状況もお知らせください。 ⑨ 駐車場での配慮…園児の交通事故や事件に気をつけましょう。<u>駐車場では必ず保護者と手をつないで車から玄関まで一緒に送り迎えしてください。</u> ⑩ 毎日が自由保育参観…お休みの日以外の日は、毎日が自由保育参観（自由見学）となっております。お時間のある方は、子ども達の様子を見にご自由にいらしてください。 ⑪ 施設内外（駐車場内含む）においては、全面禁煙となっております。
--------------------------	--



◆嘱託内科医



医療機関の名称	下田診療所
医院長名	渡邊 珠夫
所在地	青森県上北郡おいらせ町向川原 3 番地 66
電話番号	0178-56-2254

◆嘱託歯科医



医療機関の名称	柏崎歯科医院
医院長名	柏崎 秀一
所在地	青森県八戸市下長 4 丁目 5 番地 19
電話番号	0178-28-8148

◆嘱託薬剤師



機関の名称	スノヤ薬局
薬剤師氏名	藤村 謙一
所在地	上北郡六戸町大字犬落瀬字若宮 4
電話番号	0176-55-3011

※園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。



◆緊急時における対応方法



(1) 教育・保育の提供中に体調の急変などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡したうえで、嘱託医又は主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(2) 地震災害や、積雪、凍結、台風などでの予期せぬ事故や、行事の変更等、緊急を要する情報を保護者へ連絡する場合があります(ルクミーおたより等)。

※災害時の対応については、定期的に避難訓練をしております。

(3) 保護者と連絡が取れない場合、もしくは非常に緊急の場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ119番等により緊急車両の手配をしますのであらかじめご了承ください。

◎事故防止対策

常に、「ヒヤリ」「ハット」する状況を想定した保育を心掛け、事故・怪我の予防に気を付けております。また、とっさの時に迅速な応急処置がとれるよう看護師の配置、蘇生法等の各種研修・講習への参加、AEDの設置と園内研修での実施指導等を行っています。

◎災害時の対応

防災・災害時のマニュアルを作成し、避難訓練を実施し万々に備えた体制をつくっています。

◎防犯対策

インターホン、外部・内部監視カメラ、防犯ベル設置、携帯防犯通報腕(ペンダント式)を装備し、外部からの侵入や不審者への対応に備え、年に1回警備会社との不審者対策訓練・指導を実施しています。

◎保健衛生

常に園児の体調管理に努め、手洗いうがいの励行、定期的な室内(床・玩具)の殺菌消毒、室内の温度・湿度の確認、全保育室内への冷房、加湿器清浄機の設置、全室24時間換気システム、オゾン水の導入、365日深夜オゾンガスによる殺菌・消毒・防カビ・脱臭機能の充実等、乳幼児に優しい安心・安全な環境の中で保育を行っています。

【管轄する消防署】

消防署名	おいらせ消防署
所在地	青森県上北郡おいらせ町黒坂谷地 6 番地 1 4
電話番号	0178-56-2525

【管轄する警察署】

警察署名	三沢警察署おいらせ交番
所在地	青森県上北郡おいらせ町木崎 2 0 番地 6
電話番号	0178-56-3110

◆非常災害対策



防火管理者	下道 康夫
消防計画届出年月日	令和 7 年 7 月 4 日
避難訓練	・避難及び消火を想定した訓練を実施します。 ・総合避難訓練を年 2 回実施します。
防災設備	自動火災報知器・煙感知器、誘導灯、消火器、非常警報設備を備えています。
避難場所	・園敷地内避難場所 - 第 1 避難場所 園庭 - 第 2 避難場所 職員駐車場付近（下田中学校前バス停） ・緊急避難場所 - 第 1 避難場所 下田中学校 - 第 2 避難場所 株式会社 柏崎組
緊急時の連絡手段	・ルクミーによる連絡。 ・非常災害時、電話・インターネットが通じない場合には、なるべく早めにお迎えに来て下さいますようお願いいたします。その間は園で保護しています。

◆相談・要望・苦情窓口



相談・苦情受付担当者	山崎 綾子	主幹保育士
相談・苦情解決責任者	下道 康夫	園長
第三者委員	柏崎 均	080-3146-9383
	山端 節子	0178-56-3031

【要望・苦情等への対応方法】

・要望・苦情等を受付けた場合には、マニュアルに応じて適切に対応し、改善を図るよう努めます。

◆賠償責任保険の加入状況



以下の保険に加入しています。

◆保険の種類	保育園賠償責任保険（日本保育協会）
保険の内容	通常保育及び特別保育事業保障
保険金額	（施設賠）対人1名1億円/1事故10億円 対物1事故1,000万円 （生産物賠）対人1名1億円/1事故・期間中10億円 対物1事故・期間中200万円
◆保険の種類	災害共済給付金制度（独立法人日本スポーツ振興センター）
保険の内容	医療費・障害見舞金又は死亡見舞金の給付
保険金額	負傷・疾病…医療保険並みの両用に要する費用額の4/10 障害見舞金…4,000万円～88万円 死亡見舞金…3,000万円

◆個人情報の取り扱い



<個人情報の取り扱いについて>

当園は、在園児、卒園児、未就園児(以下、「園児」という。)及びその保護者の皆様からご提供頂いた個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図る為、個人情報保護方針を定めます。

1. 教職員に対して、個人情報保護の重要性及びその取り扱いについて十分な指導を行い適切な管理に努めます。
2. 書類及びデータとして保管された個人情報について、合理的な管理及び技術的な施策をとることにより、個人情報の紛失、改ざん、漏えいなどの防止を図ります。
3. 個人情報を園児の在籍管理、教育活動や園業務の適正な範囲、その他正当な目的の為にのみ使用します。
4. 園児の個人情報を、正当な理由無く第三者には提供しません。
5. 業務の委託先に提供する場合は必要最低限度で提供し、安全管理が図られるよう適切に監督します。
6. ホームページ等（外部に）お子様に関することが掲載される事について相談されたい方はお知らせください。

◆当園との契約



平成27年から子ども・子育て支援新制度の施行による支給認定制度により、施設の基本的な内容を承諾のうえで直接契約（施設と保護者の契約）を行う必要があります。

当園を利用にあたっての承諾事項をご理解とご承諾頂き、当園と保護者でご契約を交わすことで成立します。

「入園のしおり」を十分に読み、ご理解・納得の上で当園の利用をお申込み下さい。



◆その他説明すべき事項



<入園時に配布する書類>

- ① 入園のしおり
- ② ご意見、ご要望、相談申出窓口利用についての要項
- ③ 災害共済給付制度について

※ここからは提出していただくものです

- ❶ 利用契約書
- ❷ 園保管用名簿等個人情報記載に関しての承諾書
- ❸ 乳児突然死症候群（SIDS）に関しての承諾書
- ❹ お薬対応（投薬の代行）に関する契約書
- ❺ 給食費に関しての同意書
- ❻ 「食事調査票」（0.1歳児は離乳食問診票）

※町から保育料確定通知が来ましたらお渡しします。



◆保育所の入所について

～保育所等の利用を希望する方へ～



●受付期間

1. 年度当初（４月）からの利用開始の場合

毎年１１月から１２月頃

2. 年度途中（５月から３月まで）の利用開始の場合

○町内の保育所等 利用開始希望月の前月の２０日頃まで

○町外の保育所等 利用開始希望月の前月の１０日頃まで

●手続きに必要なもの

- 1、 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書兼保育の利用申込書
- 2、 はんこ
- 3、 保育が必要である証明書
 - ・ 就労（予定）証明書
 - ・ 就労状況申立書（自営業等）
 - ・ 家内就労（内職）証明書
 - ・ 診断書（保護者が疾病により保育できない場合）
 - ・ 育児休業取得証明書
 - ・ 看護、介護申立書
 - ・ 就職申立書
 - ・ 申立書 等
- 4、 同居者全員の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
- 5、 課税証明書（継続手続（４月）の方は不要です。)

～認定こども園の入所・入園申込について～

認可保育所・認定こども園などの利用を希望する保護者の方は、保育の必要性の認定（「支給認定」といいます。）の申請が必要です。

申請に基づいて市から『支給認定証』が交付されますので、保護者の方は認定内容に応じて、認可保育所・認定こども園の中から、それぞれのニーズに応じた施設を選択し、利用することができます。

★支給認定の種類

支給認定の種類は下記のとおりです。認定区分は『1号認定』『2号認定』『3号認定』の3つです。

お子様の年齢や利用を希望する施設によって区分は決められます。

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設	
3歳～5歳	なし（教育を希望）	1号認定	幼稚園	認定こども園
	あり （保護者の就労等）	2号認定	保育所	
0歳～2歳		3号認定	保育所	

※1号でも保護者が就労している場合は、保育認定を受けれます。

※1号から2号、2号から1号に認定区分が変わる場合は支給認定の変更申請が必要となります。3号から2号に変わる場合（2歳児が3歳になった時）は、町から自動的に新しい認定証を発行しますので変更申請の必要はありません。

※2号、及び3号認定を希望する場合は、保育が必要な事由に該当する必要があります。



◆認定こども園を利用することになったら…

- 1.入所する園を決めてください。
- 2.入所する日を決めてください。
- 3.入所を希望する園に保護者の方から入所を希望する旨と入所希望日を必ず連絡してください。

その後、町に入所の申込み手続きをしていただくこととなります。入所の前には、園との面談や入所説明等必要な場合がございますので、必ず保護者の方から園への事前の連絡をお願いします。



ふしぎなポケット ♪



ポケットのなにはビスケットが
ひとつ



ポケットをたたくと
ビスケットが



ふたつ !!



もひとつたたくとビスケットは



みつ



ふたいてめるたび



ビスケットは ふえる



そんなふしぎな ポケットがほしい



そんなふしぎな ポケットがほしい。

やってみてね☆